

地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会運営要領（平成27年2月6日制定）第4条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席と報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、その都度、会場の広さを勘案して委員会の委員長（以下「委員長」という。）が定める。

(傍聴の手続)

第4条 委員会の傍聴希望者は、委員会の開催時刻の30分前から10分前までの間（次項において「受付時間」という。）に定められた受付場所において、自己の住所（報道関係者にあつては機関等名）及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴人は、先着順とする。このことから、前項の規定にかかわらず傍聴人の定員に達したときは、受付時間内であっても受付を終了するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びている又は心神こう弱の状態にあると認められる者

(2) 次に掲げるものを携帯している者

ア 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物

イ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類

ウ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類、ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機その他これらに類する物（写真撮影、録音機能等を有する携帯電話の持ち込みは認めることとするが、これらの機能を使用することは禁止する。）。ただし、委員長の許可を受けた者及び報道関係

者は除く。

- (3) 前各号に掲げる者のほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができないものとする。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における議論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 発言しないこと。
- (5) 会話し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てるなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は委員会の妨害となるような行為をしないこと。

2 報道関係者の写真撮影等は、委員会の冒頭のみ許可する。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべての係員の指示に従わなければならない。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年2月6日から施行する。